

お知らせ

◎国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

国保税について…税務課☎43-5213
保険料について…長寿・保険課☎43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象世帯（対象被保険者）
新型コロナウイルス感染症（の影響）により、主たる生計維持者が（の）

- 死亡または重篤な傷病を負った世帯（に属する被保険者）
- 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少する世帯のうち、主たる生計維持者について次の(1)～(3)の条件（廃業・失業の場合および介護保

料については(1)および(3)すべてに当てはまる世帯（に属する被保険者）

- 事業収入等のいずれかが前年の10分の3以上減少見込み(2)前年の所得の合計額が1000万円以下(3)減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

減免額

- ①の場合は全額免除。
- ②の場合は前年の所得等に応じて一部または全額を減免します。

※納付が困難な場合は、支払いの猶予を受けられる場合がありますのでご相談ください。

お知らせ

後期高齢者医療制度・介護保険制度
保険料額決定通知・後期高齢者医療被保険者証の送付

長寿・保険課☎43-5217

令和2年度後期高齢者医療保険料額および介護保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。後期高齢者医療制度および介護保険制度では、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料の支払い方法は次の通り

- ①特別徴収（年金からの天引き）
年金支給時にあらかじめ差し引かれます。
- ②普通徴収（納付書か口座振替での支払い）
▽後期高齢者医療制度 7月から翌年3月まで毎月納付いただきます

▽介護保険制度 8月から偶数月に納付いただきます。

後期高齢者医療制度被保険者証は7月下旬送付
被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。なお、保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。

お知らせ

◎令和2年度の国民健康保険税の税率等を決定

税務課☎43-5213

【表1】令和2年度の税率等 ※税率・金額の（）内は昨年度

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.4% (改正なし)	2.82% (改正なし)	2.0% (改正なし)
資産割 (固定資産税額×税率)	15.0% (改正なし)	5.0% (改正なし)	2.5% (改正なし)
均等割 (1人あたり)	2万6,500円 (改正なし)	7,400円 (改正なし)	8,000円 (改正なし)
平等割 (1世帯あたり)	2万4,600円 (改正なし)	6,600円 (改正なし)	4,100円 (改正なし)
課税限度額	63万円 (61万円)	19万円 (改正なし)	17万円 (16万円)

※課税所得金額…前年中の総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いた金額

【表2】令和2年度の軽減世帯対象範囲の拡大

5割軽減の拡大	
改正前	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
2割軽減の拡大	
改正前	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、引き続き国民健康保険被保険者と同じ世帯の人（世帯主が変わった場合は非該当）

令和2年度の国民健康保険税率等が決まりました【表1】。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今年度は税率を据え置いています。また、法令に基づき、課税限度額の引き上げを行い、所得の低い人に対する保険料軽減の対象世帯を拡大しています。

◆所得の低い人に対する保険料軽減の対象世帯を拡大【表2】
前年中（平成31年1月～令和元

年12月）の総所得金額等の合計が国の定める基準額を下回る世帯について、均等割額と平等割額の二部が軽減されます。令和2年度からは5割および2割の軽減対象が拡大されます。

◆年金からの特別徴収（天引き）で納付する世帯
申請により口座振替へ変更することが出来ます。

お知らせ

◎新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金について

長寿・保険課☎43-5217

南あわじ市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者が、療養のために働くことができず、給与を受けられない場合、生活が困窮することを防ぐために傷病手当金を支給します。

対象者 次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①南あわじ市国民健康保険の被保険者の人
- ②勤務先から給与の支払いを受けている人
- ③新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる人で、療養のため労務に服することができなかった期間がある人
- ④就労できなかった期間、給与の全額または一部が支給されなかった人

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

支給額の計算方法
(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×就労を予定していた日数

適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため就労することができない期間（ただし、入院が継続するときなどは、最長1年6月まで）

申請手続き 申請書、事業主の証明書、医師の意見書（医療機関を受診したとき）などが必要になります。

※詳しくはお問合せください

お知らせ

◎税務課からのお知らせ

税務課☎43-5213

新型コロナウイルスの影響により中止・延期になった指定行事の寄付金控除の特例
令和2年2月1日～令和3年1月31日までの間で、新型コロナウイルスの影響により中止・延期になった国・県・市の指定を受けているイベントについて、入場料金等の払戻しを辞退した場合、寄付金控除の対象となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

課税特例の期限延長
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、課税特例の適用期限が延長されます。

- ①自動車・軽自動車税環境性能割の軽減措置の対象となる取得期限を令和3年3月31日まで延長
- ②住宅ローン控除の入居期限を令和3年12月31日まで延長（新型コロナウイルスの影響で令和2年12月31日までに入居できなかった場合のみ）

お知らせ

◎令和3年度の固定資産税の軽減

税務課☎43-5213

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月～10月までの間の任意の3カ月間の売り上げが前年の同期間と比べて30%以上減少した中小事業者等について、令和3年度の固定資産税（償却資産・事業用家屋）が軽減されます。

軽減率 令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が前年の同期間から①減少した割合が30%以上50%未満の場合は2分の1②減少した割合が50%以上の場合には全額

※軽減を受けるには、認定支援機関等による認定が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください